

# 【伊予市プレミアム付商品券】

## 取扱店舗 募集要項

伊 予 商 工 会 議 所

双 海 中 山 商 工 会

2019年6月

## ◆事業の趣旨

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券を発行します。

### 1. 商品券の事業概要

- (1) 名 称 伊予市プレミアム付商品券
- (2) 発 行 者 伊予市
- (3) 発 行 額 総額2億5,000万円（プレミアム率 20%）
- (4) 発 行 内 容 総数50,000セット  
(1セット500円券×10枚=1セット5,000円)
- (5) 販 売 価 格 1セット4,000円で販売
- (6) 利 用 期 間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）
- (7) 販 売 方 法 購入引換券を提示された方に、市窓口にて販売
- (8) 販 売 期 間 令和元年9月17日（火）～令和2年1月31日（金）  
※販売期間は変更となる場合があります。
- (9) 購 入 対 象 者 ①住民税非課税者 約9,200人  
②子育て世帯主 約800人（0～2歳児の人数）
- (10) 購 入 限 度 ①住民税非課税者 1人につき5セットまで  
②子育て世帯主 対象の子の人数×5セットまで
- (11) 利 用 店 舗 事前申込後、審査を経て登録された市内の店舗

### 2. 商品券取り扱い厳守事項

- 商品券は、市内全ての商品券取扱登録店舗で利用可能です。
- 商品券は物品の販売又はサービス（役務）の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券額面以下の利用の場合であってもおつりはお渡ししないでください。
- 不足分は現金等で受け取ってください。
- 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。

### 3. 商品券の利用対象にならないもの

- ビール券、図書券等の他の商品券、プリペイドカード、郵政はがき、切手等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 税金、振込手数料、公共料金等（電気・ガス・水道料金等）への支払い
- 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等への支払い

- 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に係る支払い
- 出資や金融商品の購入
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

#### 4. 参加資格

伊予市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることが出来るもの。

ただし、次の事業者を除きます。

- ①「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ③上記3.「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- ④伊予市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けているもの
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ⑥役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑦暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑧役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 5. 取扱店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①利用可能店舗であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を消費者が分かりやすい場所に掲示してください。

- ②消費者が利用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。  
なお、偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨伊予市経済雇用戦略課にも報告してください。  
確認用として配布する商品券見本は、商品券を取り扱う全ての方に周知してください。
- ③商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面に店舗名等を押印または記入することとし、既に押印等があるものは、受け取りを拒否してください。
- ④登録された店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤商品券の交換及び売買は行わないでください。  
利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能です。

## 6. 申し込みについて

### (1) 申込方法

店舗所在地の商工会議所または商工会で登録手続きを行っています。  
この「募集要項」を確認のうえ、商工会議所または商工会に備え付けの「取扱店舗登録申請書」（3枚複写）に必要事項を記入・押印のうえ申請してください。  
申請時には、申請者の印鑑（あらかじめ「取扱店舗登録申請書」に記入・押印のうえ申請書を持参する場合は不要です。）が必要となります。（個人企業は個人印・法人企業は会社印）  
※大型店やチェーン店は支店など店舗ごとに申請してください。  
※大型店にテナントとして入居している場合、テナントごとに申請してください。

### (2) 申込期間

**令和元年6月14日（金）～7月12日（金）**

### (3) 取扱店舗登録料

登録料は無料とします。

### (4) 取扱店舗の選定

「取扱店舗登録申請書」をその場で審査し、取扱店舗として登録します。  
登録次第、「取扱店舗登録証」等をお渡しします。  
「ステッカー」、「ポスター」、は後日お渡しします。  
「商品券見本」、「換金申請書」は後日、伊予市から郵送します。

## 7. 取扱店舗の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取消、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

## 8. 換金について

以下の金融機関に使用済商品券、換金申請書及び取扱店舗登録証を添えてお申込みください。

○伊予銀行（郡中支店・上灘支店・中山支店）

○愛媛銀行（郡中支店）

○愛媛信用金庫（郡中支店・港南支店）

換金は、各持ち込み期間内に原則 1 回としてください。

※換金手数料は無料です。

商品券持ち込み期間（土日祝日を除く）	入金予定日
令和元年 10月 1日～10月15日	令和元年10月25日 頃
令和元年 10月16日～10月31日	令和元年11月11日 頃
令和元年 11月 1日～11月15日	令和元年11月25日 頃
令和元年 11月18日～11月29日	令和元年12月 9日 頃
令和元年 12月 2日～12月13日	令和元年12月23日 頃
令和元年 12月16日～12月27日	令和2年 1月10日 頃
令和2年 1月 6日～ 1月15日	令和2年 1月24日 頃
令和2年 1月16日～ 1月31日	令和2年 2月10日 頃
令和2年 2月 3日～ 2月14日	令和2年 2月25日 頃
令和2年 2月17日～ 2月28日	令和2年 3月 9日 頃
令和2年 3月 2日～ 3月13日（最終）	令和2年 3月23日 頃

- ・換金受付時間は午前9時～午後3時まで
- ・換金請求期間は、令和元年10月1日（火）～令和2年3月13日（金）  
※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。
- ・換金方法等の詳細については、取扱店舗登録時にお渡しする「取扱店舗用運営マニュアル」をご覧ください。

## 9. その他留意事項

- ・「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- ・「商品券の使えるお店」として、店舗の名称、所在地、電話番号、業種等をチラシや、市のホームページなどで広報します。

### 【問合せ先】

団体名	郵便番号	所在地	TEL
伊予商工会議所	799-3111	伊予市下吾川 1512 番地 6	089-982-0334
双海中山商工会	791-3205	伊予市中山町中山丑 285-1	089-967-0197